

千葉県土石採取対策審議会の答申内容（富津市桜井地先における（大規模）砂利採取の基本方針）

年月日	昭和63年7月1日	平成6年3月25日
答申の件名	「富津市桜井地先における大規模砂利採取に関する答申」	「富津市桜井地先における砂利採取に関する答申」
1 砂利の有効利用	君津地区に賦存している砂利は、本県の貴重な資源であることから、その大規模採取に当たっては、東京湾横断道路建設事業のような本県の発展に関連の深い、公共性の高いプロジェクトに使用するよう配慮するとともに、その監視体制についても検討すること。	君津地区に賦存している砂利は、本県の貴重な資源であることから、その採取に当たっては、本県の発展に関連の深いプロジェクトに使用するほか、地元事業者の育成という観点からの活用方策に配慮すること。
2 採取に伴う防災対策等	防災対策については、採取中のみならず、採取終了後についても十分配慮し、特に大雨時等においては、調整池及び沈砂池等を設置し、雨水の排水、土砂の流出防止及び地下水への影響等の災害発生防止に万全を期するよう指導すること。	(2 採取に伴う防災措置は同様)
3 採取跡地対策	(1) 採取跡地は、周辺地域の環境を阻害しないよう採取終了に合わせ順次整地し、緑化植物の植栽に始まる安定植生の復元を図るとともに、その維持管理を十分行うよう指導すること。 (2) また、その場合においては、隣接地域である浅間山砂利採取跡地と整合性を図るよう指導すること。	(3) 採取跡地対策は同様)

年月日	昭和63年7月1日	平成6年3月25日
4 採取場及び その周辺環境 対策	<p>(1)周辺地域環境に対しての影響を考慮して、粉じん等公害防止を図るため、採取場内においてはスプリンクラー等の設置による飛砂防止措置を講じるとともに、土砂の搬出にあたってはベルトコンベアを使用させること。</p> <p>(2)環境に重大な影響を与えないように環境アセスメントを実施し、その結果に十分配慮し、事業を実施するよう指導すること。</p>	<p>(1)計画変更に伴う環境アセスメントの所要の手続きを実施すること。</p> <p>(2)周辺地域環境に対しての影響等を考慮して、粉じん等公害防止を図るため、採取場内においてはスプリンクラー等の設置による飛砂防止措置を講じるとともに、車両による搬出に伴う環境対策についても配慮すること。</p>
5 その他	<p>(1)地元市並びに地元中小砂利採取業者(浅間山砂利採取跡地周辺業者)との調整について配慮するよう指導すること。</p> <p>(2)採取期間については、関連事業との調整を図りながら、可能な限り早期に終結するよう指導すること。</p>	<p>(1)当面了承する砂利採取は、東京湾横断道路事業用として当初計画された数量までとすること。この場合、地元事業者への砂利の供給についても、配慮すること。</p> <p>(2)上記の採取については、できるだけ早期に終了させるとともに、終了後のベルトコンベアの撤去及び浅間山跡地利用についての方針を速やかに決定すること。</p> <p>(3)上記採取終了後の当該地区における砂利採取については、今後、本審議会において示された基本方針に沿った、地元事業者による組織的かつ秩序だった事業計画が樹立されれば、将来的に、地元市等と調整しつつ、優良な地元事業者の育成という観点から検討することとする。ただし、浅間山跡地利用計画に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。</p>